

# 沖縄県県管理漁港放置艇 5 ヶ年計画

(平成 27 年度～平成 31 年度)

平成 27 年 7 月

沖縄県農林水産部

漁港漁場課

## 1. 放置艇対策の趣旨

各地の港湾・河川・漁港等で多数の放置艇が見受けられ、国土交通省及び水産庁では、平成8年度より「プレジャーボート全国実地調査」を実施し、各水域における放置状況を把握することにより、放置等禁止区域の指定や代執行の実施等放置艇対策を推進しているところである。

しかし、これらの対策を全国各地で取り組んでいるものの、必ずしも十分な効果が現れているとはいえない状況である。

本県においても漁業者の高齢化などにより、放置艇は増加傾向にあることから、各漁港における漁業就労環境の悪化、景観の阻害、台風時の災害被害など、非常に大きな課題となっている。

このようなことから、着実に放置艇対策を実践するため、「沖縄県県管理漁港放置艇5ヶ年計画」を策定する。

## 2. 計画の目標

漁港は、水産業の健全な発展を図るため、漁業生産活動の良好な就労環境を形成するとともに海洋性レクリエーションとの共存並びに都市と漁村の交流を促進する空間である。

観光立県を掲げる本県は、“沖縄観光ブランド”を確立し、世界的にも広く認知され、評価される観光リゾート地の形成を目指しているところである。

本県の漁港は、定置網の体験、直売所、漁師食堂など、観光名所の一つにもなっており、各漁港の景観形成など、沖縄の海の玄関口として、非常に重要な役割を担っている。

このようなことから、行政機関、漁協、関係団体が連携役割分担の下、本計画を着実に実行し、放置艇を解消することにより、漁業者の就労環境の改善及び、漁港の景観保全を図ることとする。

## 3. 計画の期間

平成27年度から平成31年度までの5ヶ年間とする。

#### 4. 目標達成のための施策

##### ① 放置艇の実態調査

県管理 28 漁港の放置艇実地調査を行い、放置艇の状況、所有者の状況、危険性などを詳細に把握する。(参-1) (参-2)

##### ② 処理計画

実態調査に基づき、所有者の状況、緊急性などから判断し、処理の優先順位をつけ、平成 27 年～平成 31 年までに処理する放置艇の処理計画を立てる。

##### ③ 関係者間の連携推進

各地域毎に放置艇処理方針協議会を設立し、関係機関で処理方針を確認し、連携して処理を進める。(参-3)

##### ④ 所有者確知放置艇の対策

所有者が確知している放置艇については、個人財産であり、処理は個人の義務であるため、経済事情等から処理が進んでいない状況にある。

その対策として、関係機関に放置艇対策基金（仮称）の設立を提案していく。

##### ⑤ 県全体への周知

放置艇対策は県全体で取り組む必要があり、県で取り組んでいる事例を各市町村と情報共有し、連携して取り組むこととする。

#### 5. 処理計画（県管理漁港全体）

単位：隻

|                   | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | 計   |
|-------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 放置艇処理数<br>(死亡・不明) | 15  | 32  | 33  | 33  | 33  | 146 |

① 本計画はH27年度～H31年度の5ヶ年間とするが、計画終期には成果の検証を行い、必要に応じて次期計画を立てることとする。(参-4)

#### 参考資料

- ・(参-1) 長期放置艇対策スケジュール（平成 27 年）
- ・(参-2) 長期放置艇調査表
- ・(参-3) 放置艇処理方針協議会設置要領
- ・(参-4) 県管理漁港放置艇処理試算